

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十条第一項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定を更新しました。

平成三十一年一月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類	更新年月日
大和高田市立病院	大和高田市磯野北町一番一号	腎臓に関する医療	平成三十一年一月一日
医療法人翠悠会高田診療所	大和高田市西町一番二六号	腎臓に関する医療	平成三十一年一月一日

二 指定訪問看護事業者等

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	更新年月日
王寺周辺広域休日応急診療施設組合	生駒郡斑鳩町稲葉車瀬二丁目五番一八号	みむろ訪問看護ステーション	生駒郡斑鳩町稲葉車瀬二丁目五番一八号	平成三十一年一月一日
医療法人宮城会	天理市丹波市町三〇二番地	医療法人宮城会訪問看護ステーションみみずく	天理市丹波市町三〇二番地	平成三十一年一月一日